

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第92回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年6月20日（木）10:00～11:00

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、  
滝澤 光正、巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

青木郵便課国際企画室長、小林郵便課国際企画室課長補佐、藤井信書便事業  
課長、牧村信書便事業課課長補佐

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

ア 万国郵便条約の改正に伴う国際郵便約款の変更認可【諮問第1252号】

イ 特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可並びに信書便管理規程  
の設定及び変更の認可【諮問第1253～1255号】（非公開）

## 開 会

○事務局（坂平） 委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平です。本日はお忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日、委員7名中全員の委員の方に御出席をいただいております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第92回を開催いたします。

恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしく願いたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第92回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項4件でございます。

初めに、諮問第1252号「万国郵便条約の改正に伴う国際郵便約款の変更認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○青木郵便課国際企画室長 おはようございます。

佐々木分科会長から御案内いただきました、諮問第1252号「万国郵便条約の改正に伴う国際郵便約款の変更認可」につきまして、国際企画室長の青木から御説明させていただきます。よろしく願いたします。

それでは、資料92-1を御覧ください。

なお、資料につきましては委員限りで願いたしたいと考えております。

昨年10月、万国郵便連合、UPUと呼ばれます国連の郵便に関する専門機関におきましてUPU条約の改正がなされました。

内容としましては、2025年1月1日、来年の1月1日から、特別郵袋印刷物の取扱いが義務的な業務から任意の業務になった点、そして、特殊取扱いの受取通知が廃止となった点の改正となります。

これを受けまして、日本郵便の国際郵便サービスのうち、特別郵袋印刷物及び国際郵便の受取通知につきましては、2024年末日をもちましてその取扱いを終了するという内容の認可申請を承っております。

それぞれ御説明させていただきます。

まず、特別郵袋印刷物につきましては、同一差出人から同一受取人宛てにまとまった量の同一印刷物を郵袋に入れて送達するというサービスになります。こちらは取扱い量が年々減少しており、今後もさらなる減少が見込まれております。

さらに、UPU条約において任意業務化されたことにより、主要国はサービスを継続しない方針であることから、日本発のサービスを継続した場合でも、発送可能国が大幅に限定されることが見込まれます。

本サービスは、通常の印刷物または国際小包により代替して安定的にサービスの提供

が可能であることから、取扱いを終了するものでございます。

続きまして、受取通知になりますが、受取通知は、差し出された郵便物が受取人に配達されたことを、専用の用紙に受取人受領の署名を受けた後、差出人が航空便で返送をもって配達を確認できるサービスになります。こちらも取扱量が年々減少しております、今後もさらなる減少が見込まれております。

現在は、バーコードを使った追跡により郵便物の配達状況の確認が可能でありますことから、受取通知の取扱いを終了するものでございます。

以上についての認可申請を承っておりますが、国際郵便約款につきましては郵便法第68条第2項が要件となっております。

資料92-1の別紙2に法令に基づいた審査結果を記載させていただいておりますけれども、法令で求められております事項が全て国際郵便約款に適切かつ明確に反映されているところと、もちろん全ての者に対して適用される改正内容でございますので、特定の者に対して何らかの不当な差別的な取扱いをするものではないといったところから、今回の審査結果として、申請内容につきまして適切な内容であると認識しており、委員の皆様にご覧いただき、御答申を賜ればと考えております。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらチャット機能でお願いいたします。

では、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。丁寧な御説明ありがとうございます。

今回の2件の約款変更の理由についてはよく理解できました。

受取通知のほうについては、現状はバーコードを使うことで、受取通知というサービスがなくなっても、上位互換といいますか、よりよいサービスが既にあるので問題ないと感じました。

ただ、特別郵袋印刷物の件に関しては、現状使っている数、使っているユーザーの数が減っているにしても、まだ使っている人がいらっしゃるため少し気になるところです。

ユーザーによっては、郵便物の値上げとして受け取られるのではないかと懸念がありますので、代替の方法なり、こうやったらうまく、それほど値上げにならないように使えるという情報提供のほうをしっかりとやっていただければとお願いしたいと思えます。

以上です。

○青木郵便課国際企画室長 ありがとうございます。

今、実積委員からコメントがございましたとおり、代替のやり方につきましては、出し方によっていろいろと日本郵便も割引サービスを提供しておりますので、そちらによって以前よりも安く提供するということが可能となっておりますが、委員御指摘のとおり、出し方によっては値段が以前よりも高くなる可能性もあるということから、そちらにつきましては、割引サービスの具体的なパターンを御案内して、改悪という形にうけとられないよう、案内面できちんと丁寧に説明していくように日本郵便を指導していきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○実積委員 よろしくお願ひします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほかの委員からは特にございませんでしょうか。

では、特にないようですので、ほかに御意見ないようでしたら、諮問第1252号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございます。

では、続きまして、諮問第1253号から1255号「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」に移ります。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 それでは、本議題の審議は非公開とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

○事務局(坂平) 事務局です。非公開処理ができました。

○佐々木分科会長 非公開処理のほうはよろしいですか。

○事務局(坂平) できましたので大丈夫です。よろしくお願ひします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 諮問第1253号「特定信書便事業の許可」、第1254号「信書便約款の設定の認可」及び第1255号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」の3件につきまして、私、総務省信書便事業課長の藤井より説明をさせていただきます。

まず初めに、諮問第1253号「特定信書便事業の許可について」でございます。資料92-2でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目が諮問書でございます。

本件は、特定信書便事業への新規参入希望者18者からの特定信書便事業の許可申請について審査いたしました結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合しており、また、欠格事由にも該当しないと認められることから、許可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

続きまして、申請の概要について説明をさせていただきます。

資料の2ページからが別紙1になりますけれども、おめくりいただきまして、資料の3ページを御覧ください。

資料の3ページから6ページまでが、今回、新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者とその提供サービスの概要を書かせていただいております。

今回の許可申請者は、1番がカクシメ運送株式会社、2番、株式会社トラストカンパニー、3番、株式会社ハタヤモータープール、4番、株式会社藤井運送、5番、クラウン輸送株式会社、6番、東日陸運株式会社、7番、株式会社B-n-e-t、8番、シーエヌサービス株式会社、9番、Green Drive株式会社、10番、日本急送株式会社、11番、株式会社東洋陸送社、12番、丸五運輸株式会社、13番、梅垣商店、

14番、大阪トヨペットロジスティック株式会社、15番、株式会社セイコー、16番、岡山トヨタロジテック株式会社、17番、株式会社讃急運輸、18番、株式会社岡商店の18者となっております。

この表の左から3列目に記載しておりますのが、これらの申請者が現在営んでいる主な事業となっております。

2番の株式会社トラストカンパニーは運輸に附帯するサービス業に分類される貨物利用運送業、3番の株式会社ハタヤモータープール及び8番のシーエヌサービス株式会社は自動車整備業、18番の株式会社岡商店はその他サービス業として、具体的には発送代行業を営んでおられます。残りの申請者は全て貨物運送業を主として営んでおられる事業となっております。

この表の右側半分が各事業者の提供区域、提供サービスの概要となっております。

既に委員の皆様にご案内のとおり、特定信書便事業におきまして提供できる役務につきましては、いわゆる1号役務、2号役務、3号役務と呼ばれているこの3種類がございます。

1号役務は、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、2号役務は、信書便物が差し出されたときから3時間以内に配達する役務、3号役務は、料金が800円を超える高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

この表では、申請者が提供を予定している役務について提供サービスの欄に丸印をつけております。

まず、今回の申請者のうち11者は1号役務のみを提供する予定となっております。

また、8番のシーエヌサービス株式会社、9番のGreen Drive株式会社、14番、大阪トヨペットロジスティック株式会社及び17番の株式会社讃急運輸の4者は1号に加えて3号役務を、15番の株式会社セイコーは1号、2号、3号の全て、7番の株式会社B-net及び10番の日本急送株式会社の2者は3号役務のみを提供する予定となっております。

今回、18者と許可申請数が多くなっております。もともと、従来、こういった許可申請をしてこられる事業者は、貨物運送事業を営む中で顧客の方から貨物と一緒に信書便物も扱ってほしいという要望を受けて特定信書便事業の許可を申請してこられることが多いのですが、今回は特に自動車登録申請書ですとか車検証といった信書を送達するために、自動車販売会社ですとか自動車登録検査関係団体といった顧客からの要望を受けて、特定信書便事業への参入を考えておられるという申請者が多くなっております。

こうした動きの背景といたしまして、この間、国土交通省において、所管する業界団体に対して信書制度に関する周知をしていただいております。言わばその効果が上がっているものというふうに認識しておりますので、こういった取組につきましては引き続き国土交通省とも連携しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

少し話が横にそれましたが、申請者の事業の概要については以上でございます。御審議いただくに当たりまして、信書便法の31条に、許可に当たっての基準を3つ

定めております。

まず、許可基準の1つ目が、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることということが求められておりました、これを判断するために信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。

資料の7ページ及び8ページに書かせていただいております。今回申請してこられた18者さんの引受け及び配達の方法をそれぞれ役務ごとにきちんと書いておられているというものでございます。

続きまして、2点目の許可基準が、その事業の遂行上適切な計画を有しているかということでございます。

資料の9ページを御覧いただければと思います。今回、15番の株式会社セイコーが2号役務の申請をしてこられました。2号役務の3時間審査について御説明をさせていただきます。

申請されたその役務の提供区域、この表の左から2列目に書かせていただいておりますけれども、この提供区域につきまして、現地の道路事情なども踏まえまして、実際の車両運転による実測と、あと、私どものほうで持っております交通情報サービスのソフトウェア、この表の下の注の2に書かせていただいておりますけれども、ATISと呼ばれるソフトウェアがございますけれども、こちらによる計測の両方を行いまして、信書便物が差し出されたときから実際の引受け、引受けや区分に要する時間も含めて3時間以内に送達が可能であるということを確認しているものでございます。

なお、2号役務の許可申請について郵政行政分科会にお諮りいたしますのは令和3年11月1日以来ということですので久しぶりのものでございます。

続きまして、資料の10ページからになりますけれども、信書便事業の収支見積りの資料を御覧いただければと思います。

審査に当たりましては、事業開始当初の事業年度、それから、翌事業年度の2か年分の事業収支見積書を各申請者から提出いただいているところでございます。この事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることというのが審査基準の一つとなっております。

まず、10ページ及び11ページに収入の部を書かせていただいております。この表の右端が信書便事業見込収入ということになっております。この見込収入は、事業者において既存の顧客に対するヒアリングなどを通じまして、利用の見込通数ですとか、サービス単価を考慮して算出いただいているものでございます。この見込収入を踏まえて、今度は12ページ及び13ページに各事業者の支出及び利益をまとめているものでございます。

事業収支見積りは、こちら事業開始当初の事業年度と翌事業年度の2か年分を提出いただいております。信書便事業見込収入は申請者の事業開始の翌事業年度の1年間、フルで1年間事業を行う2年目の収入と金額が一致しているものでございます。

その右側が信書便事業支出の欄となっております。これは申請者を項目ごとに積み上げた額ですとか、あるいは、ほかの事業、例えば貨物運送業などですけれども、ほかに営んでおられる事業との収入比などの案分によってこの支出というものを算出いただいているところでございます。

この収入から支出を差し引いた信書便事業としての営業利益を表の右から2列目に書

かせていただいておりますけれども、今回申請いただいております18者とも、事業収支は特段の問題なく妥当なものと判断しているところでございます。

3点目の許可基準が、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであるかどうかを判断するということとして、資金計画を審査しているものでございます。

資料ですと14ページを御覧ください。各申請者の純資産の額ですとか、あとは、信書便事業の開始に要する資金について書かせていただいているところでございます。

事業開始に要する資金は、具体的には人件費の2か月分、それから、賃借料の1年分などを合計した金額となっております。こちらについても見させていただいた結果、事業開始に必要な資金につきましては、18者全て、全額自己資金による調達が可能ということになっているものでございます。

以上が特定信書便事業の許可申請についてでございます。

こちらに関する審査結果の概要が続きます。資料の15ページ及び16ページになります。

こちらの1番から3番までの項番が信書便法第31条の各号に定める特定信書便事業の許可の基準でございます。先ほど御説明しました3つの項目でございますけれども、これに基づき審査を行いました。

まず、項番1の、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることですが、審査基準といたしまして、信書便物の秘密を保護するための引受け、配達の方法が明確に記載されていること、それから、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引き受け、配達することなど、適切に行うこととしているかというものを審査しております。

これにつきまして、全ての申請者は事業計画や信書便管理規程などにおきまして、引受け、配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことで信書便物の秘密を保護するために適切であると判断しているものでございます。

以上を踏まえまして、今回、許可申請をした者の事業計画は信書便物の秘密を保護するために適切なものであるというふうに判断しているところでございます。

続きます。項番2の、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることですが、2号役務の3時間審査につきましては先ほど御説明しましたとおり、3時間以内に送達可能であることは実測と、あと、交通情報サービスソフトウェアの両方で立証されているということ、また、各者の事業収支見積りににつきましては、対象年度は2年間といたしまして、算出方法も先ほど御説明させていただいた方法において適正かつ明確に算出されているというふうに判断しているところでございます。

また、役務の内容が法に適合しているかでございますけれども、1号役務につきましては、取扱いサイズが73センチを超える、あるいは4キロを超える、3号役務については800円を超える料金となっていることは確認しておりまして、法の規定に適合していることにつきましてはそれぞれ事業計画などで確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした者は事業遂行上、適切な計画を有しているもので妥当なものと考えております。

続きまして、16ページになりますが、3番目の、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであることですが、1つ目の資金につきましては、こちらも先ほど説明しましたように、全額自己資金による調達ができるようになっておりまして、特段問題はないものと判断をしております。

2つ目は行政庁の許可ですけれども、申請者は貨物運送業の法制上必要となる許可などを既に取得をしているというものでございます。例えば、一般貨物自動車運送事業の場合は国土交通大臣の許可、貨物軽自動車運送事業の場合は国土交通大臣に届出が必要となっておりますけれども、これらの手続は既に済んでいるということも確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、申請者は事業を適確に遂行するに足る能力を有していると考えているところでございます。

最後の項番4は欠格事由でございます。この欠格事由、法第34条において準用する法第8条に規定がありますけれども、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わり2年を経過しない者ですとか、あと、信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合は役員にこれらに該当する者があることというふうになっておりますけれども、今回申請のあった18者とも、いずれもこの欠格事由には該当していないということは確認しているところでございます。

以上から、各者とも許可の基準に適合していると認められたことから、これらの申請者に対して特定信書便事業の許可をすることといたしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、諮問第1254号「信書便約款の設定の認可」でございます。

信書便法第33条第1項の規定において、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないということになっております。

1ページ目が諮問書になっておりまして、今回の特定信書便事業の許可申請者18者のうち17者は標準信書便約款をそのまま適用することから認可の対象となっておりますけれども、今回、株式会社トラストカンパニーからは個別の信書便約款の設定の認可申請が出てきているというものでございます。

資料を飛んで、資料の6ページをつけさせていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

標準信書便約款につきましては、信書便法の第33条の3項におきまして、総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合、これと同様の約款を定める場合には総務大臣の認可は不要としているというものでございますけれども、ただし、標準信書便約款を利用できる事業者といいますのは、自ら自動車または軽自動車を用いて役務を提供する貨物運送業を営んでいる事業者に限られているというものでございます。ですので、下の2つに標準信書便約款の第1条の規定をそのままつけさせていただいておりますけれども、こういった事業者であれば標準信書便約款を使うことができます。

ただ、今回申請のあったトラストカンパニーは、貨物利用運送業を営んでおられていて、実際の信書の配送につきましては■■■■に委託するということを予定しているということで、標準信書便約款の適用条件に該当しないということで、個別約款の設定の認



可を申請してこられたというものでございます。

資料戻りまして、2ページ目から3ページ目に今回のトラストカンパニーの信書便約款の設定の認可申請の概要をつけさせていただいております。

信書便法の第33条第2項に約款に記載すべき事項というのが定められておりまして、9つの内容を列挙しております。

1つ目が役務の名称と内容、2つ目が引受けの条件、3つ目、配達の条件、4つ目、転送及び還付の条件、5つ目、送達日数、6つ目、料金の収受及び払戻しの方法、7つ目、送達責任の始期及び終期、8つ目が損害賠償、9つ目がその他となっております。

資料の4ページ目からが審査結果の概要となっております。

今回、トラストカンパニーから申請のあった信書便約款につきましては、総務省が定める審査基準による項目を全て満たしている、必要な項目が全て書かれているということは確認しておりますので、適否の箇所については「適」としているものでございます。

続きまして、諮問の第1255号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」になります。資料は92-4になります。

信書便法第34条で準用する同法第22条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者はその取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項については信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされているものでございます。

1ページ目が諮問書になりますけれども、今回、特定信書事業の許可申請があった18者については信書便管理規程の認可が必要であるため、併せて認可したく御審議いただくものと、もう一つ、過去に管理規程の認可を受けました株式会社さきがけデジタルにつきましては、今回、変更の認可申請がございましたので、こちらについても併せて御審議いただくものでございます。

続いて、2ページ目から3ページ目が信書便管理規程の設定の認可申請の概要となっております。

信書便法施行規則の第31条第2項に信書便管理規程に記載すべき事項というものが定められておりまして、その内容を5つ列挙しているものでございます。

1つ目が信書便物の取扱いについての責任者である信書便管理者の選任や職務、2つ目が信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、3つ目が事故発生時等の措置、4つ目が教育及び訓練、5つ目がその他というものでございます。

続いて、4ページ目が株式会社さきがけデジタルから申請がありました信書便管理規程の変更の認可申請の概要となっております。

この事業者は、これまでは自動車を用いずに自転車を用いて信書便物の送達をしておられましたけれども、今後、自動車を用いた送達についても検討しておられるということから、送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置などについて、四輪自動車による送達における取扱いというものを追加するというものでございます。

なお、今回の申請に当たりまして、先ほども少し触れましたけれども、さきがけデジタルが国土交通省に対して貨物軽自動車運送事業の経営届出書というものを提出しておられるということも確認をしているところでございます。

また、あわせて顧客情報の管理につきましては、令和4年4月の改正個人情報保護法

の施行に伴い改正されました信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを踏まえた規定の変更も行うというものでございます。

続きまして、5ページからが審査結果の概要となっております。

まず初めに、今回の新規参入希望18者の信書便管理規程についてでございますけれども、総務省がそれら審査基準による項目を全て満たしていることを確認しておりますので、適否の箇所については「適」としているところでございます。

次の6ページ目がさきがけデジタルの変更の認可申請に係る審査結果の概要でございますけれども、こちらについても変更部分について同様に適切に定められているというものを確認したところでございます。

今回の諮問事項の説明は以上でございますけれども、最後に参考資料を2つつけております。

参考1は、今回御審議いただきまして、18者の事業許可や認可が適当とされた場合の参入状況をまとめたものでございます。この場合、全国の特定制書便事業者は612者となる予定となっております。

また、参考2は、本社所在地の都道府県別の特定制書便事業者一覧となっております。今回御審議いただく該当者につきまして、事業許可申請者は赤字、信書便管理規程の変更の認可申請者は青字で示しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。  
○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたらチャット機能のほうに御記入いただけますでしょうか。

それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。御説明ありがとうございます。

1点目は単純にお伺いしたいことなのですが、国土交通省と連携をして貨物運送の際に信書便の配達もできるということを周知していただいて、その結果が出始めているということですが、例えば、今後、本審議会でも審議しました郵便料金の値上げというのが行われますと、相対的に特定制書便で出すほうが得になるという利用者が増えて、さらに特定制書便事業の申請というのが増えていく見込みはあるのでしょうか。

2点目は約款の変更に関してです。今回、個別約款を設定するという事で申請をしてきた事業者さんが、特定制書便事業を委託するので、個別約款の設定が必要だと伺ったのですが、今回申請されている事業者の中には、ほかにも業務委託費というのを計上している事業者がおります。つまり、業務委託をするけれども、必ずしも個別約款をつくらなくてよいと判断した事業者もいるのだと思うのですが、今回の事業者さんがどういう趣旨で個別約款が要るということだったのかをもう少し伺いできればと思います。関連して、特定制書便事業を委託する際は、法律上は総務大臣の認可が必要ですので、この点がどういうふうに処理されたのかも併せて伺いできればと思います。

発言は以上なのですが、個人情報保護ガイドラインの改正に合わせて今さら管理規定を改正するというのは、やはり個人情報保護の対応が十分ではなかったのではないかという疑念を生じさせますので、再三申し上げていることですが、既に認可を受けている

事業に対して、総務省の側でいま一度、きちんとガイドライン改正の周知をしていただいて、必要であればきちんと改善の措置を取っていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○藤井信書便事業課長 佐々木先生、お答えしてよろしいですか。大丈夫ですか。

○佐々木分科会長 はい、すみません（通信途絶）。

○藤井信書便事業課長 ありがとうございます。

まず、1点目の、今回の事業許可に関係して、今後、日本郵便におきます料金値上げが、今後、言わばこういった自動車業界における特定信書便の利用の促進といえますか、利用の増加につながるのかといったところについては、そこについては正直、今の時点ではどのぐらいの影響があるのかといったところについては分かってはおりません。

ただ、この間、国土交通省を中心にこういった制度を業界に周知いただくことによりまして、日本郵便以外にもこういった信書の送達を行える手段があるんだということについての認識というのは、徐々にではありますけれども、広がってきているかなというふうには思っておりますので、そこについて、今後、どういう形になっていくのかと、どのぐらいの影響があるのかといったところについては、私どもも引き続き見ていきたいなというふうに思っているところでございます。これが1点目です。

2点目、信書便約款のところでございますが、まず業務委託との関係なんですけれども、先生がおっしゃるとおり、貨物自動車運送事業をやっておられる方の中でも、全てを自らが運送するのではなくて、一部を別の事業者へ業務委託をするというケースというものがございます。そういった場合には業務委託の認可申請が事業者から総務省に上がってきておりまして、そちらは総務省のほうで審査をしているところでございます。

ただ、今回のトラストカンパニーにつきましては、貨物利用運送事業という形ですので、自身、自らはそういった自動車による運送を行わないので、自動車による運送は全て委託している事業者が行うという業務形態になります。ですので、いわゆる国土交通省のほうでいうところの貨物自動車運送事業には該当しないので貨物利用運送事業というカテゴリに入りますので、標準信書便約款は適用できないということで、今回、個別約款の申請が上がってきたというところでございます。

3つ目、管理規程のところですが、これは毎回、巽先生から御指摘いただいているところでございますけれども、これも毎回の御説明になりますけれども、個人情報保護法の改正に伴いまして、個人情報保護法の規定のほうは当然優先をいたしますということではありますので、言わば、我々のほうといたしましては、こういった信書便事業における事業分野におけるガイドラインの改正を踏まえた信書便管理規程の変更につきましては、何か管理規程のほかの項目での改正が行われるとすると、そこにも併せて申請をしてきていただけたらという形でやっているところでございますけれども、先生もこの間、かなり御指摘いただいておりますように、こういったところの個人情報保護の規定みたいなことがちゃんと行われているかどうかといったところ、そういった手当てが行われているかどうかということにつきましては、私どもとしましても引き続きこういった制度の周知は続けていく必要はあるだろうというふうに思っておりますので、そこは引き続きやっていきたいと思っております。

ひとまず私からの回答は以上になります。

○異委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、藤沢委員から。

○藤沢委員 質問があります。

1つ目が、最近の人手不足を鑑み、こうした信書便事業の担い手が増えることで、郵便事業の担い手不足を補うことができるのであれば、妥当性が高いと思いますが、実際の郵便事業にプラスに働いているのでしょうか。

2つ目が、もしプラスに働いているならば、こうした信書便事業者を拡大することを検討される可能性はあるのでしょうか。

○藤井信書便事業課長 今の藤沢委員からの御質問の回答になります。すみません、若干、先ほどの巽先生の御質問の1点目の質問にも関係するところであるんですけども、信書便事業、特定信書便事業の担い手が増えるということで、ただ、実は特定信書便事業というのは、もともとの法律上の整理といたしましては、あくまで日本郵便がやらない領域について行うのが特定信書便事業という位置づけになりますので、信書便事業の担い手が増えることが、イコール、直ちに郵便事業の担い手不足、つまり、郵便事業を補完するものであるということが言えるかということ、必ずしもそういうことではないのかなということです。

ですので、実際の郵便事業に何かプラスに働いているのかということ、そこについては正直それほど影響はないのかというふうに思っております。

2点目の御質問については、こうした信書便事業者の拡大を検討される可能性はあるのでしょうかということなんですけれども、そこは先ほどの1点目の御質問の答えと重なりますけれども、あくまで特定信書便事業者というのは、そういう意味で日本郵便の取り扱っておられるところとの言わばすみ分けをしているということになります。

ですので、言わば郵便事業を補完するという意味において特定信書便事業を拡大するといったようなことを今の時点で検討しているかということ、そういったことは今の時点ではそういったことは考えていないといえますか、あくまで両者は別であるというふうに考えているところでございます。

先ほどの巽先生の1点目の質問になりますと、一応、法律上の整理はそういうことで、正直、こういった自動車業界での動きが日本郵便に何か影響が及ぶかどうかということについては、制度上は別のものであるということではあるんですけども、どちらにせよ実態のところについては、今後、我々としても見ていきたいなというふうに思っているというところでございます。

お二方からの質問に対する答えを併せて行いましたけれども、以上でございます。

○藤沢委員 ありがとうございます。理解しました。

○異委員 私に関しては大丈夫です。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

実積委員、よろしくお願います。

○実積委員 実積です。丁寧な御説明ありがとうございます。中身について非常によく理解できました。

今回、2号役務というのが久しぶりに出たということなので、それについて少しお聞きしたいと思います。1号役務、3号役務というのは、事業者が引受けをする段階で、契約上の債務を果たすか否かが決まるのに対して、2号役務というのは引き受けた後に実際にそれが3時間以内に届くかどうかという点で契約内容が果たされたか否かが判断されるということで、ほかの役務とはやや評価の基準が違う気がしています。

その意味で少しお聞きしたいのが、標準約款の中で2号役務の条件が満たされない場合、つまり3時間を超えてしまったような場合というのはどういうふうな取扱いになっているのかというのを伺いたいというのが1点目です。

それから、2点目は同じ関連ですけれども、今回、実測値と、それから、ATISというものを使って予測時間を計られたということなんですけれども、道路状況とか、あるいは混雑の状況というのは時間経過によっても大分変わっていく可能性があると思うんですけれども、それに応じた見直しというのは2号役務の条件に関してやられているのか、あるいは、今後やられる予定はないのかというところをお伺いできればと思います。

以上、2点です。

○佐々木分科会長 では、お答えのほうをお願いしてよろしいでしょうか。

○藤井信書便事業課長 まず、今の実積先生の御質問に対するお答えなんですけれども、まず、3時間以内に送達できなかった場合の規定については、信書便管理規程に規定を定めておまして、例えば信書便物が差し出されたときから3時間以内に当該信書便物を送達役務により送達する信書信書便物について遅延が生じた場合については、遅延した旨をちゃんと差出人に通知することといったような規定は書かせていただいているところでございます。

また、ほかにも、1日に取り扱う部数が過度に増加することによって誤配ですとか、その他、確実な提供に失誤を及ぼすおそれがないように、適正な人数を配置することですとか、こういったような規定を管理規程のほうに書かせていただいているというところでございます。

後段のところの質問なんですけれども、実測値につきましては、実際の計測に当たっては、例えば最も混雑する時間帯、平日の朝とか夕方の間、ラッシュ時の時間帯において実測することですとか、そういう一番混んでいるときでどのぐらいの時間がかかるだろうということで実測をしているというものでございますので、それほど交通量が多くないときであればもう少し短い時間で計測できるというような形でやっています。

また、冬の場合ですと、例えば北国の場合ですと降雪ですとか、そういった要素を加えた場合で3時間以内の送達が可能かというのを判断しているということになっております。

ですので、先生から御質問のあった、許可が下りた後に、例えば何年か後にもう一度改めて実測し直すですとか、そういったようなことを現行やっているかというところ、それはやっていないというところでございます。

以上です。

○実積委員 分かりました。状況は何となく分かりました。

1点目に関してなんですけど、管理規程のほうに書かれているということは、利用者のほうは管理規程の内容というのは理解されているのでしょうか。

約款の場合は、当然、約款を見て契約しなさいということなので、利用者側のほうにもそれを読まなきゃいけない責任が発生すると思いますが、管理規程のほうだと少し周知が難しいかなという感想を持ちました。

2点目に関しては、見直しは取りあえず必要がないというふうに判断されているということだと思いますけれども、各事業者、全て見る必要は多分ないと思うんですけど、以前、異委員と一緒にお願いした、信書便事業者の経営状況というのを何年か後にもう一度見直ししてはいかがですかというお話をさせていただいたと思うんですけども、サービスの状況についても、実際に3時間と約束したのがちゃんと果たされているかどうかというのを、抽出でも結構なので、何らかのタイミングで実態というものを調査していただければというのをお願いとして挙げておきます。

以上です。

○牧村信書便事業課課長補佐 信書便事業課で課長補佐を務めております、牧村と申します。

2号役務の3時間以内の送達についてなんですけれども、顧客から該当の事業者のほうにこのルートで3時間以内でお願いしますというところで、契約というか、サービスに当たって、そこは大丈夫ですよというような話はしておりますので、その話の中で利用者には3時間以内のところはしっかり、もちろん伝わるということになっているかと思えます。

ひとまず、1点目の点についての御回答になります。

○藤井信書便事業課長 先ほどの約款の話についてですけれども、これは2号役務に限定した話ではないんですけれども、標準信書便約款の中には、信書便物の例えば著しい遅延が生じた場合におきましては、ちゃんと差出人に対してそういった料金の払戻しなどを行いますという規定というのは設けさせていただいているというところは併せて申し添えます。

あともう一つ、事業者に対する、後でのフォローアップについては、2号役務の事業者については、当然、先ほど御説明しましたけれども、例えば初年度の事業実績報告があった後の年度におきましては、事業者に対する検査というものを行っておりますので、そういった中でもちゃんと3時間以内での送達が行えているかどうかといったところの確認というのはしております。

先生から御指摘のありました、例えばその後、数年後とか、そういったようなタイミングでもまたできないかといったことにつきましては、こちらは何かそういったことができないかどうかということについては引き続き考えていきたいと思えます。

ありがとうございました。

○実積委員 事情はよく理解できました。

どうしてこういう質問をしたかという、先ほどの藤沢委員の1つ目の質問に少し絡むのですが、人手不足などの問題があるというふうに言われている中で、3時間以内に配達してくださいというお願いをしても、実際は運ぶ人が手配できなかつたら遅れてし

もうケースというのは今後出てくる可能性があると思いますので、そのときの契約上の対応というのはどうなっているのかというのを少し明確にしておいたほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。

先ほど、著しい遅延が出たときにはちゃんとお金を返しますということが書かれているということだったんですけども、2号役務については、3時間以内というふうな約束をしてサービスをすることが特定信書便であることのレゾンデートルになっています。なので、そこを、まあ、1分でもとは言いませんけれども、著しい遅延じゃなくて、遅延した段階でそれはそもそも2号役務じゃなかったんじゃないかというふうなことにもなりかねないので、少し丁寧に見ていく必要があるのかなという感想を持っています。

事情は分かりましたので、これ以上の御回答は結構です。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

三浦委員、よろしくをお願いします。

○三浦委員 ありがとうございます。

まさしく私が聞いたかったことは、今、実積委員のおっしゃっていたこともそうなのですが、私たち利用者にとっては約款がどうか、規約がどうかということよりも、事実としてこの事業がちゃんと履行されるかどうかがとても大事なわけです。

一番お聞きしたかったのは、先ほど実積先生もおっしゃっていましたが、守られなかったときに、大きな罰則とか、規定がどうなのかということなのです。

というのは、先ほど参考資料にもあるように多くの事業者さんが参入をされて、多分この先もそういうことを見込まれると思うのです。異業種参入は良いとは思いますが、私たち利用者側が懸念するのは、例えば委託した事業者、業者さん、例えばこの件に関しては実施していても、このことは委託しているというようなことは、利用者側には見えていないわけです。

例えば知らない間に、実はそこの委託業者が変更されていたとか、そこの契約が実際はどの様になっていたかというのは、私たちには見えない。

だから、先ほど著しく遅れる、とありましたがその著しくは何なんだというのがあります。要は最初に決めていたとおりの約束事が履行されなかったときにどうなるのかということ。それから、これだけ様々な事業者が参入してきたときに、初年度だけではなく検証できるようなシステムや、何年か後に当該事業者がきちんと履行しているのかとか、委託しているところまでしっかり教育が行き届いているのかなど、要するに利用者側からは見えない部分のフォローをしていただきたい、ということをお願いしたいのです。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○藤井信書便事業課長 御指摘ありがとうございます。

三浦先生からは、この間も信書便の業務に従事する者への教育ですとか、訓練をしっかりやるようにというような御指摘を再三いただいているところでございまして、今日のお話はまさにそこにつながる部分かなというふうに認識をしております。

ですので、そういった教育や訓練みたいなものというのをいろいろ信書便事業者協会と協力しながらこの間もずっと続けているところですし、そこについては業務委託先も含めてちゃんと事業に従事する人に対してはこういった信書便に関するルールというのをちゃんと守ってもらうようにというようなことのお話は徹底しているところでございます。

先ほどお話があった事業者に対するフォローにつきましては、初年度の検査だけではなくて、それ以降も必要に応じて自主点検報告という形で報告してきていただいているほか、問題があった事業者に対してはきちんと立入検査を行うというような形できちんとやっているところでございますけれども、確かに、今後、こういった、どんどん事業者が増えていくことによってそういったところが行き届かないというようなことにはならないように、ちゃんと我々のほうでも何ができるのかということ、先生の御指摘をきちんと受け止めて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。

おっしゃることはよく分かりますし、皆さん、御努力していただいていると思うんですけど、懸念が、行き過ぎないようにしなきゃいけないかもしれませんが、例えば製品事故なんかだと、事業者が知らない間というか、私たちの知らない間にサイレントチェンジのようなことをやっていて、いわゆる部品が替えられたことによる事故というのが現実にあちこちで起きているので、それが例えば大事な信書だったりとか、製品事故とは違いますけれども、トラブルの要因にならなければいいなという懸念があったものですから、お尋ねしてみました。すみません、いつも、心配性で恐縮です。ありがとうございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そのほかはよろしいでしょうか。

私も委員の一人としてというか、今日、いろんな有益な御意見がございましたので、私も委員の一人として、やっぱり事後的なフォローという部分について、いろんな意味で御確認いただいたり、事業者が増えるに当たって変更が必要な部分は変更していただくということを今後御検討いただければ幸いですというのが私の意見です。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、チャットのほうにはもう頂いておりませんので、ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1253号から1255号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することとさせていただきますと思います。

以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から全体を通しまして何かございますでしょうか。

では、事務局のほうから何かございますか。

○事務局(坂平) 事務局です。次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。



事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会